

# 国外居住親族に係る扶養控除等の適用における必要書類等・ 令和7年度（令和6年分）税制改正について

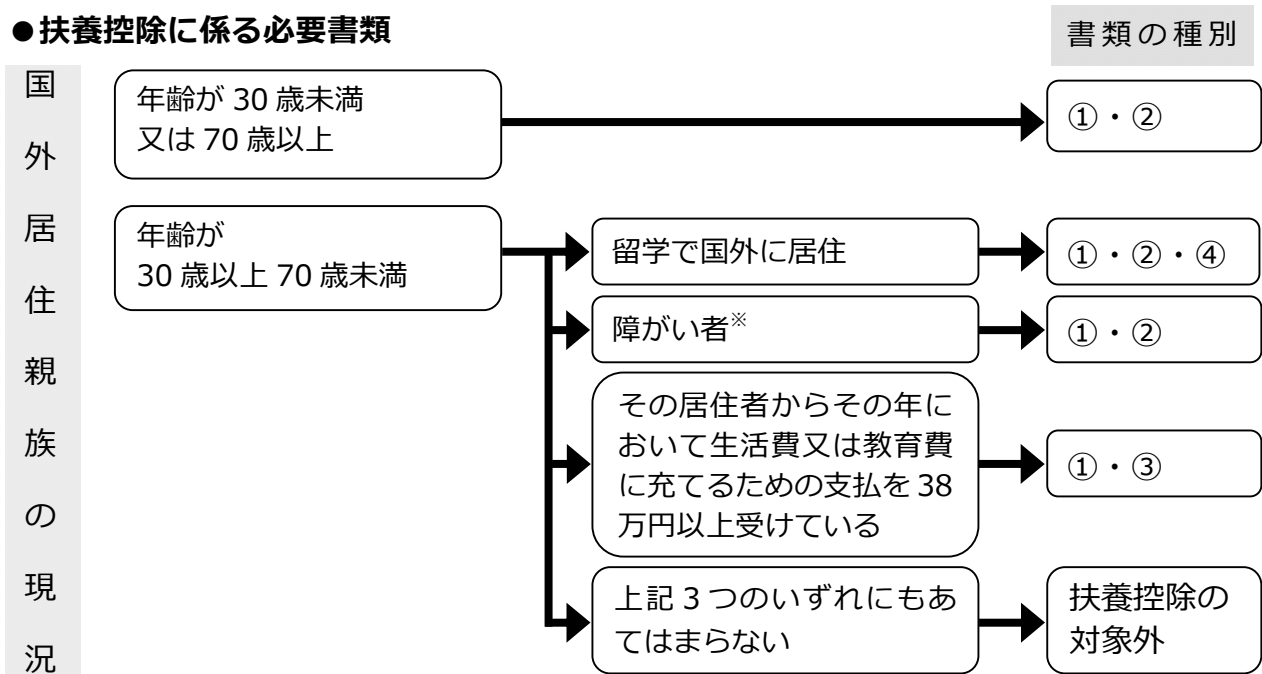
愛知県豊田市

## 1. 国外居住親族に係る扶養控除等の適用における必要書類等について

給与等の源泉徴収及び年末調整において、給与等の支払を受ける居住者の方が、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る**親族関係書類**、**送金関係書類等**を源泉徴収義務者に**提出又は提示**しなければならないこととされています（平成27年度税制改正、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等について適用）。

事業所様におかれましては、年末調整を行うに当たり、該当する方について、以下の書類の確認をお願いいたします。

### ●扶養控除に係る必要書類



### ●配偶者控除、配偶者特別控除又は障がい者控除に係る必要書類 → ①・②

※ 障がい者控除の要件に該当する方。

書類の種別は、次ページを御確認ください。

## ○必要書類

種 別	書類の例	注意事項等
①親族関係書類 ※原本。旅券のみ写し可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・婚姻証明書</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・国外居住親族の旅券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外居住親族の氏名・生年月日・住所が分かる書類であることが必要です。</li> <li>・1つの書類では親族であることを証明できない場合は、複数の書類を組み合わせる必要があります。 (例) 非居住者である配偶者の母の扶養控除を適用する場合、以下の2つの書類が必要です。 (ア)「本人と配偶者との婚姻関係を証する書類」 (イ)「配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類」</li> </ul>
②送金関係書類 ※写し可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国送金依頼書の控え等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送金元名義人と申告者は同じであることが必要です。</li> <li>・国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は、扶養控除等を適用する国外居住親族の各人宛のものがが必要です。</li> <li>・現金の手渡しは、扶養控除等適用の対象外です。</li> </ul>
③38万円送金書類※写し可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国送金依頼書の控え等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意事項は、②送金関係書類と同様です。</li> <li>・原則送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。</li> </ul>
④留学ビザ等書類※写し可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国における査証(ビザ)に類する書類</li> <li>・外国における在留カードに相当する書類</li> </ul>	

☆上記必要書類が外国語で作成されている場合は、法令によりその翻訳文が必要です。

## 2. 令和7年度(令和6年分)税制改正について

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額(※) ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

(※)「(摘要)」欄の記載に当たっては、他項目等の関係で書ききれない場合は、「源泉徴収時所得税減税控除済額」を「控除済額」と省略して記載してください。